第５次福井市障がい者福祉基本計画（素案）　概要版

計画策定の趣旨

１　計画策定の趣旨

近年、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び手話施策推進法の施行など、障がい者施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正により、支援対象の拡大やライフステージを通じた切れ目のない支援の充実が求められています。

さらに、本市においても、障害福祉サービス利用者の増加や障がい児支援・医療的ケア児者支援の充実、障がい者本人や家族の高齢化、地域生活への移行の推進などを背景として、支援ニーズは多様化・複雑化しています。

第５次障がい者福祉基本計画では、第４次計画の取組を継承・発展させるとともに、新たな制度や社会環境の変化に的確に対応しながら障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人もない人も互いを認め合い、ともに生きる共生社会の実現を目指します。

２　計画期間

令和９年度(2027 年度)から令和 14 年度(2032 年度)までの６年間

計画名	根拠法	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
障がい者福祉基本計画	障害者基本法 11条3項		第4次(6年間)					第5次(6年間)					
障がい福祉計画	障害者総合支援法 88条1項	一体策定	第6期		一体策定	第7期		一体策定	第8期		第9期		
障がい児福祉計画	児童福祉法 33条の20 1項		第2期			第3期			第4期		第5期		
発達障がい児者支援計画	発達障害者支援法 ※計画策定義務なし		第2期(6年間)					第3期(6年間)					

※障がい者福祉基本計画の分野別の実施計画に相当するものとして、本市では、「福井市障がい福祉計画」「福井市障がい児福祉計画」「発達障がい児者支援計画」を策定しています。

３　基本理念

障がいのある人もない人も互いを理解し　認め合いながら
ともに生きるまちづくり

～ 障がいの有無にかかわらず互いを理解し認め合うことを基礎として、
ともに支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会を目指します ～

４　施策の方向と重点取組

基本理念の実現に向け、本計画では、特に、相互理解を共生社会の基盤として明確に位置付けるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティの推進などの視点を強化し、障がいのある人が地域で主体的に生活し、自分らしく活躍できる共生社会の実現に向けた更なる取組を進めます。そのための施策の方向として、次の４点を掲げます。

施策の方向１	互いに理解を深め、尊重する社会づくり
施策の方向２	毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援
施策の方向３	一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援
施策の方向４	安心して生活できるまちづくり

施策の方向１　互いに理解を深め、尊重する社会づくり

［個別施策及び具体的な施策］

個別施策１　障がいに対する理解の促進【重点】
- ○障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進
- ○障害福祉施設と地域住民との交流促進
- ○福祉教育の推進

個別施策２　権利擁護の推進
- ○権利擁護に関する理解促進
- ○市民後見の推進
- ○虐待の防止
- ○民間事業者における合理的配慮の推進　等

個別施策３　情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実【重点】
- ○デジタル技術を活用した情報保障（ICT の活用）の推進
- ○手話に関する理解促進及び学習機会の充実
- ○意思疎通支援等を担う人材の育成
- ○読書バリアフリーの充実　　他

［主な成果指標］
- 心のバリアフリー教室開催数　5 校以上/年（R7:6 校）
- 合理的配慮に関する職員研修回数　3 回以上/年（R7:3 回）
- 手話奉仕員養成講座修了者数　累計 315 人（R7:45 人）

施策の方向２　毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

［個別施策及び具体的な施策］

個別施策１　雇用・就労の促進
- ○就労支援体制の整備
- ○一般就労の促進
- ○就労関係機関との連携
- ○障がい者就労支援施設からの優先調達の推進　等

個別施策２　スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進【重点】
- ○障がい者スポーツの普及・推進
- ○文化・芸術活動を通じた交流の促進
- ○ボランティア活動の推進及び担い手の育成
- ○外出支援の充実　等

個別施策３　保育・教育活動・日中活動の充実
- ○地域での活動の機会の充実
- ○障がい児の保育・教育活動の充実
- ○障がい児の日中活動の充実
- ○精神障がいのある人の退院後支援　等

［主な成果指標］
- 会社見学会の開催数　3 回以上/年（R7:1 回）
- 就労選択支援事業利用者数　累計 550 人以上（R7:50 人）
- 障がい者芸術文化祭開催数　1 回/年（R7:1 回）

施策の方向３　一人ひとりに応じた切れ目のない支援

［個別施策及び具体的な施策］

個別施策１　相談支援体制の充実【重点】
- ○相談支援体制の強化
- ○多様な関係機関との連携強化
- ○相談支援に携わる人材育成や資質向上のための支援の充実
- ○本人・家族への相談支援の充実

個別施策２　障害福祉サービスの充実
- ○地域生活への移行の促進と地域での居住支援の機能強化
- ○障害児支援の充実
- ○医療的ケア児への支援
- ○障がい福祉分野における ICT の活用　等

個別施策３　保健・医療サービスの充実
- ○母子保健事業の推進
- ○健康づくりと疾病の悪化防止の推進
- ○医療費負担の軽減
- ○難病患者への支援体制構築　等

個別施策４　発達障がい児者支援の充実【重点】
- ○早期発見・早期療育体制の充実
- ○学校教育における支援の推進
- ○ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
- ○支援人材の育成　等

［主な成果指標］
- 相談支援専門員研修実施回数　4 回以上/年（R7:5 回）
- 医療的ケア児等コーディネーター配置数　10 人/R11 年度（R7: 8 人）
- 医療的ケア児支援協議会開催回数　2 回/年（R7:2 回）

施策の方向４　安心して生活できるまちづくり

［施策の方向及び具体的な施策］

個別施策１　バリアフリーの推進
- ○公共施設等のバリアフリーの推進
- ○住宅のバリアフリー化の推進
- ○歩行空間を含めた移動環境の整備
- ○福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導　等

個別施策２　災害時の支援体制づくり【重点】
- ○避難行動要支援者名簿の作成・活用
- ○医療的ケア児者等への支援体制づくり
- ○避難所等における支援体制の確立
- ○防災意識の向上　等

［主な成果指標］
- 医療的ケア児者災害時個別支援計画作成率　100%（R7:47%）
- 当事者とともに行う公共施設等でのバリアフリー現地調査　1 回以上/年（R7:1 回）
- 防災スカーフ・ヘルプマーク周知回数　5 回/年（R7:3 回）